

区部ユース・プラザ基本構想検討委員会設置要綱

5 教地管第788号
令和5年6月14日決定

(目的)

第1条 ユース・プラザは、老朽化の進んだ7つの青年の家を再編・整備し、新たな宿泊型の青少年社会教育施設として設置し、青少年の多様な交流機会と場を提供し、広く都民にも文化・学習活動やスポーツ活動の機会と場を提供するとともに、障害者を始めとした誰もが利用しやすい施設整備やサービス、体験プログラム等を提供してきた。

現在、既存棟の老朽化が進むなか、青少年を取り巻く社会環境や施設の周辺環境の変化を踏まえ、今後のあり方について、専門的見地から検討を行うため、区部ユース・プラザ基本構想検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 第2期終了後の施設の方針に関する事
- (2) 区部ユース・プラザが担うべき役割及び機能に関する事
- (3) その他、区部ユース・プラザの運営に関し必要な事項

(委員等)

第3条 検討委員会は、教育長が委嘱する委員で構成する。

- 2 委員の任期は、前項の規定による委嘱を受けた日から令和6年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 専門の事項を検討するため必要があるときは、検討委員会に専門委員を若干名置くものとする。専門委員は、委員長の求めに応じ検討委員会へ出席し、審議に参加することができる。
- 4 専門委員の任期は、教育長が指定した期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により選出する。
- 3 委員長は、検討委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(検討委員会の開催)

第5条 検討委員会は、開催の都度、委員長が招集する。

- 2 委員は事前に委員長の許可を得た場合には、代理の者を検討委員会に出席させることができ

る。

- 3 検討委員会は、委員（代理及び専門委員を含む。）の半数以上が出席しなければ、会議を開催することができない。
- 4 検討委員会の議事は、出席した委員（代理及び専門委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 検討委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に対し会議の出席を求め、又は他の方法により意見を聞くことができる。
- 6 会議及び会議録は、原則公開とする。ただし、検討内容等が東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第7条に規定する非開示情報に該当すると認める場合は、その理由を明らかにした上で、一部又は全部を非公開とすることができる。
- 7 前項ただし書きに基づく非公開は、委員長が検討委員会に諮って決定する。

（検討委員会の庶務）

第6条 検討委員会の庶務は、教育庁地域教育支援部管理課において処理する。

（事前委員会の開催）

第7条 検討委員会に向けた事前の委員会を開催し、必要に応じて助言者の参加を求めることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月14日から施行する。